

国立大学法人小樽商科大学授業料等徴収規程

(平成16年6月28日制定)

(趣旨)

第1条 国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）における授業料その他の費用に関しては、他の規程等に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(授業料等の額)

第2条 本学において徴収する授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額は別表1、公開講座等の講習料の額は別表2のとおりとする。ただし、分割等により徴収の額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(長期履修学生の授業料)

第3条 修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業又は修了することが認められた者（以下「長期履修学生」という。）の授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前条の規定にかかわらず、卒業又は修了までに納付すべき授業料の総額を長期在学期間の年数（長期在学期間に6か月がある場合は2分の1とする。）で除した額とする。

2 在学中に授業料が改正された場合は、改正後の授業料の額により、再計算を行うものとする。ただし、修業年限又は標準修業年限以後の改正による再計算は行わないものとする。

3 長期在学期間の延長（以下「延長」という。）が認められた者の授業料の年額は、延長が認められた年度以降に納付すべき授業料の総額を、延長が認められた年度以降に在学する年数（長期在学期間に6か月がある場合は2分の1とする。ただし、延長の開始が学年の途中の場合は翌年4月からの年数とする）で除した額とする。

4 長期在学期間の短縮（以下「短縮」という。）が認められた者の授業料の年額は、短縮後の期間に応じて第1項の規定により再計算した額とする。なお、再計算した額から短縮が認められる以前の額を控除した額に短縮が認められた年度以前の長期在学期間の年数（長期在学期間に6か月がある場合は2分の1とする。）を乗じて得た額を、短縮を認めるときに徴収するものとする。

(研究生等の授業料)

第4条 研究生及び特別研究学生の授業料は、研究期間に応じて徴収することとし、各月に係る授業料に研究月数を乗じて得た額を、別に指定する期日・納入方法により前納しなければならない。ただし、研究期間が6か月を超えるときは、6か月ごとに分納することができる。

2 特別研究学生が国立大学法人の大学、短期大学または大学院以外の学生であるときは、第2条に定める授業料を徴収する。

3 特別研究学生が国立大学法人の大学、短期大学または大学院の学生であるときは、授業料は徴収しない。

4 協定等に基づき特別研究学生として入学する公立または私立の大学院学生については、

第2項の規定にかかわらず授業料を徴収しない。

(科目等履修生等の授業料)

第5条 科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は、履修単位数に応じて徴収することとし、1単位に係る授業料に履修単位数を乗じて得た額を、別に指定する期日・納入方法により前納しなければならない。ただし、小樽商科大学短期留学プログラム規程第6条第2号に基づく科目等履修生については前納とせず、別に指定する期日・納入方法により納入するものとする。

2 小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻「大学院連携によるMBA特別コース」実施要項（以下、「MBA特別コース実施要項」という。）に基づく科目等履修生については、授業料を徴収しない。

3 特別聴講学生が国立大学法人の大学、短期大学または大学院以外の学生であるときは、第2条に定める授業料を徴収する。

4 特別聴講学生が国立大学法人の大学、短期大学または大学院の学生であるときは、授業料は徴収しない。

5 協定等に基づき特別聴講学生として入学する公立または私立の大学等の学生については、第3項の規定にかかわらず授業料を徴収しない。

(入学金)

第6条 入学金は、入学手続をする際に徴収するものとし、別に指定する期日・納入方法により納付しなければならない。ただし、本学の学部・大学院（博士前期課程及び専門職学位課程）5年一貫教育プログラムに基づく大学院学生、本学の博士前期課程又は専門職学位課程を修了（9月修了を含む。）し、当該修了年度の翌年度に本学の博士後期課程に進学する大学院学生、本学の博士前期課程を修了（9月修了を除く。）し、当該修了年度の翌々年度に博士後期課程に入学する大学院学生、国立大学法人12大学大学院社会人学生転入学選抜要項に基づく大学院学生、MBA特別コース実施要項に基づく科目等履修生及び大学院学生、特別研究学生及び特別聴講学生に係る入学金は徴収しない。

2 納付した入学金は、返還しない。

(検定料)

第7条 検定料は、入学を志願するときに納付するものとし、別に指定する期日・納入方法により納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に係る検定料は、徴収しない。

(1) 本学の学部・大学院（博士前期課程及び専門職学位課程）5年一貫教育プログラムに基づく大学院学生

(2) 国立大学法人12大学大学院社会人学生転入学選抜要項に基づく大学院学生

(3) MBA特別コース実施要項に基づく科目等履修生及び大学院学生

(4) 特別研究学生

(5) 特別聴講学生

(6) 学長が特に必要と認める者

2 小樽商科大学学則（以下「学則」という。）第53条第1号の規定により、検定料の全部又は一部を返還する場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 検定料を納付した後に願書を提出した者について、出願資格が無いことにより出

願を受け付けなかった場合

(2) 出願受付後に大学入試センター試験受験科目の不足等により出願資格を欠くことが判明した場合

(3) 学則第50条及び前項前段の規定にかかわらず、出願前に検定料を納付した者が、都合により願書の提出を行わなかった場合

3 前項に基づき返還する検定料の額は次のとおりとする。

(1) 前項第1号及び第3号に該当するときは、納付した検定料の全部。ただし、返還に係る手数料については、検定料を納付した者の負担とする。

(2) 前項第2号に該当するときは、昼間コースにあつては13,000円、夜間主コースにあつては7,800円とする。

4 検定料の返還は、当該検定料を納付した者からの申出に基づき行うものとする。

(寄宿料)

第8条 寄宿料は、各年度において、別に指定する期日・納入方法により納付しなければならない。

2 寄宿料は、国際交流会館に入居する日の属する月分から徴収するものとする。

3 納付した寄宿料は、返還しない。

(講習料)

第9条 公開講座等の講習料で別表2に定める額により難しい場合は、学長が別に定める額とする。

2 講習料は、当該公開講座等の受講の申請が受理されたときに納付しなければならない。

3 納付した講習料は、返還しない。

附 則

1 この規程は、平成16年6月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 平成10年度以前の本学入学生に係る授業料の額は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。なお、夜間主コースの学生については表記の額の2分の1とする。

(単位：円)

入学年度	授業料の額(年額)
平成10年度	469,200
平成9年度	469,200
平成8年度	447,600
平成7年度	447,600
平成6年度	411,600

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年度の授業料の額は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学部（昼間コース）及び大学院の授業料の額は、年額528,300円とし、第1学期は260,400円、第2学期は267,900円とする。

(2) 学部（夜間主コース）の授業料の額は、前号の額の2分の1とする。

(3) 研究生及び特別研究学生の第1学期における授業料の月額は28,900円とする。

(4) 科目等履修生及び特別聴講学生の第1学期における授業料の額は、1単位14,400円とする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月15日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 本学の大学院商学研究科現代商学専攻修士課程を修了（9月修了を含む。）し、当該修了年度の翌年度にこの規程による同専攻博士後期課程に進学する場合は、入学料は徴収しない。

3 本学の大学院商学研究科現代商学専攻修士課程を修了し（9月修了者を除く。）、当該修了年度の翌々年度にこの規程による同専攻博士後期課程に入学する場合は、入学料は徴収しない。

附 則

この規程は、平成20年9月29日から施行し、平成20年6月11日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月14日から施行し、平成23年8月15日から適用する。

別表 1

(単位：円)

区分	教 育 課 程 等	金 額
授 業 料	学部（昼間コース）	(年 額) 5 3 5,8 0 0
	学部（夜間主コース）	(年 額) 2 6 7,9 0 0
	大学院	(年 額) 5 3 5,8 0 0
	研究生	(月 額) 2 9,7 0 0
	特別研究学生	(月 額) 2 9,7 0 0
	科目等履修生	(1 単位) 1 4,8 0 0
	特別聴講学生	(1 単位) 1 4,8 0 0
入 学 料	学部（昼間コース）	2 8 2,0 0 0
	学部（夜間主コース）	1 4 1,0 0 0
	大学院	2 8 2,0 0 0
	研究生	8 4,6 0 0
	科目等履修生	2 8,2 0 0
検 定 料	学部（昼間コース）	1 7,0 0 0
	学部（夜間主コース）	1 0,0 0 0
	編入学・再入学（昼間コース）	3 0,0 0 0
	編入学・再入学（夜間主コース）	1 8,0 0 0
	大学院	3 0,0 0 0
	研究生	9,8 0 0
	科目等履修生	9,8 0 0
	寄 宿 料（世帯用）	(月 額) 1 2,9 0 0
	寄 宿 料（単身用）	(月 額) 6,4 0 0

別表 2

(単位：円)

1 講座当たり時間数	公開講座講習料
5 時間以下	5,200
5 時間を超え 10 時間以下	6,200
10 時間を超え 15 時間以下	7,200
15 時間を超え 20 時間以下	8,200
20 時間を超え 25 時間以下	9,200
25 時間を超え 30 時間以下	10,200
30 時間を超え 35 時間以下	11,200
35 時間を超え 40 時間以下	12,200
40 時間を超え 45 時間以下	13,200
45 時間を超え 50 時間以下	14,200
50 時間を超え 55 時間以下	15,200
55 時間を超え 60 時間以下	16,200
60 時間を超え 65 時間以下	17,200
65 時間を超え 70 時間以下	18,200
70 時間を超え 75 時間以下	19,200
75 時間を超え 80 時間以下	20,200
80 時間を超え 85 時間以下	21,200
85 時間を超え 90 時間以下	22,200
90 時間を超え 95 時間以下	23,200
95 時間を超え 100 時間以下	24,200
100 時間を超え 105 時間以下	25,200
105 時間を超え 110 時間以下	26,200